

(平成21年11月26日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 2 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 2 月から同年 12 月まで

昭和 54 年ごろに、国民年金が未加入になっているとの電話連絡が市役所からあり、今、加入手続を行えば、未納期間の保険料をさかのぼって納付できるとの説明を受けた。すべての保険料を納付したことを確認したのに、未納とされているのは納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 54 年ごろ、国民年金の加入及び保険料納付の勧奨を市役所職員から受けたことを契機に、申立期間を含む未納期間の保険料を分割して納付したと述べているところ、申立人に係る国民年金被保険者台帳及び国民年金被保険者名簿によると、申立人は、加入手続を行った当時、保険料が未納であった期間のうち、申立期間を除く 52 年 1 月から 54 年 3 月までの保険料を 4 回に分けて納付していることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、第 3 回特例納付が実施されていた期間中である昭和 54 年 4 月 9 日に払い出されていることが確認できる上、申立期間について、申立人の加入資格は強制加入被保険者であることから、申立人は、申立期間の保険料を特例納付することが可能である。

さらに、申立期間は 11 か月と比較的短期間である上、申立人は、申立期間より後の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間のみ未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年10月から49年12月まで

私は、広報紙の掲載記事で、特例納付によって未納期間の保険料を納付することができることを知り、区役所の職員に相談の上、それまでの未納期間を4期間に分けた納付書を作成してもらい、当該納付書を使用して、金融機関で保険料を納付した。未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含め、それまでの未納期間の保険料を4期間に分けた納付書を使用し、必要な保険料の工面がついたことから、同時にこれら4期間の保険料を納付したと述べているところ、4期間のうち、申立人が所持している第2番目の期間の保険料を納付した領収書の端には、「2-4」と記載されていることが確認できることから、申立人の主張どおり、未納期間を4期間に分けた納付書が発行されていたことがうかがえ、申立人が申立期間を含む未納保険料すべてを納付する意思を有していたものと考えられる。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、第3回特例納付が実施される前の昭和53年1月10日に払い出されていること、及び申立人が所持する年金手帳によると、申立期間当時、申立人の加入資格は、強制加入被保険者であることが確認できることから、申立人は、申立期間の保険料を特例納付することが可能である。

さらに、申立人は、未納期間の保険料をどのように納付しようとしたのかを具体的に記憶し、まとめて保険料を納付する際に義父から借りた金額のメモ書きを保管している上、申立期間に続く昭和50年1月以降の保険料に未納

は無く、申立人の主張に不自然さは見られない。

加えて、申立人が同時に保険料を納付したとする期間のうち、昭和 46 年 10 月から 47 年 9 月までについては、申立人が当該期間の領収書を所持していたことから、それまで未納とされていたものが、平成 21 年 5 月に納付済みに訂正されており、当時、行政側の納付記録の管理が適正に行われていなかったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給してないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年8月28日から35年6月1日まで
② 昭和40年2月1日から同年8月31日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みとの回答をもらったが、私は脱退手当金制度を知らず、自分で脱退手当金の請求手続など一切していないため、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年後の昭和41年9月2日に支給されたこととなっている上、申立期間の最終事業所における厚生年金保険の加入期間は脱退手当金の請求要件である24か月に満たない6か月であるとともに、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であった期間(40年2月から48年3月まで)に脱退手当金の受給資格を有していた女性の被保険者11人のうち、脱退手当金の支給記録がある者は申立人以外に1人であることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、脱退手当金が支給されていたとする時期には、既に国民年金に加入し、申立期間である厚生年金保険被保険者資格喪失時までさかのぼって保険料を納付している上、60歳までの強制加入期間の国民年金保険料を完納していることを踏まえると、この時点において、申立人は申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認識し、年金記録をつなげる意思を有していたことがうかがわれ、申立人が脱退手当金を請求していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

奈良厚生年金 事案 410

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は、昭和62年10月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年10月1日から同年10月21日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間にA社での厚生年金保険の加入記録は無いとの回答を得た。A社には、昭和43年に入社し、平成7年に退社するまで継続して勤務していた。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録、B健康保険組合から提出された組合加入記録及びA社から提出された証明書等により、申立人が申立期間において、A社に継続して勤務していたと認められる。

また、A社は、申立人に係る厚生年金保険の空白期間について、詳細は不明としながらも事務手続上の誤りを示唆している。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険の資格取得日は昭和62年10月1日と認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和56年4月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和56年3月の標準報酬月額については、20万円とすることが妥当である。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年3月31日から同年4月1日まで

A社には昭和56年3月31日まで勤務していたのに、厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、同年3月31日に資格喪失となっているため、最後の1か月が加入期間となっていない。

厚生年金基金連合会からのお知らせによると、基金加入期間は昭和56年4月1日と記載されているので、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社企業年金基金が保管する申立人に係る加入者台帳、A社の人事記録及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人に係る同社企業年金基金加入者台帳には、加入員資格喪失年月日は昭和56年4月1日と記載されており、申立人の同基金の加入期間に欠落は無い。

さらに、「申立期間当時、厚生年金保険資格取得届及び同資格喪失届は6部ほどの複写式の届出用紙に記載していた。」とする当時の人事担当者の証言から、同社当該企業年金基金（当時の厚生年金基金）及び同社健康保険組合に提出されたものと同一のものを社会保険事務所に提出していたものと考えられる。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 56 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 56 年 2 月の社会保険事務所の記録から、20 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年7月1日から同年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年4月10日から同年8月1日まで
② 昭和35年5月20日から同年8月1日まで
③ 昭和36年7月1日から同年9月1日まで

私は、昭和34年4月10日にB社に就職した。同社は、同年8月1日にC社に名称が変更されたが、B社であった同年4月10日から同年8月1日までの期間の厚生年金保険料の納付記録が無い。

また、昭和35年5月20日から36年8月31日までの間、A社に勤務していたが、この期間の厚生年金保険料の納付記録は35年8月1日から36年7月1日となっており、勤務当初の35年5月20日から同年8月1日までの期間と退職前の36年7月1日から同年9月1日までの期間の納付記録がないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、申立人は、在職中に死亡した同僚の葬儀に参列したこと及びその後も在職していたことを主張しており、昭和38年1月に申立人がD県に採用された際に同県に提出し、平成13年3月に退職する際に返却された申立人の履歴書には、A社の退職日について36年8月31日と記載されていることが確認できる。

また、同僚の中に、前記同僚の葬儀の時期は梅雨の時期であり、申立人は葬儀以降の夏の暑い時期まで勤めていたことや申立人はA社在職中から転職

先の話をしてきた旨の証言をしている者がおり、当該同僚は申立期間当時に厚生年金保険被保険者記録がある上、当該同僚が記憶する自身の退職日と厚生年金保険被保険者の喪失日はほぼ一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は昭和 36 年 8 月 31 日まではA社において勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

さらに、申立期間③の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 36 年 6 月の社会保険事務所の記録から、6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立期間③に係る事業主による厚生年金保険料の納付義務の履行については、A社は昭和 45 年 7 月 10 日に解散しており、事業主の所在等も不明で、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①については、同僚の 2 人の証言から判断すると、申立人はB社に勤務していたことが推認できるが、社会保険事務所の記録では同社は申立期間より前の昭和 32 年 10 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、同僚の 1 人は、「このころに事業主から社会保険の加入を止める旨の説明を受け、社名が 34 年 8 月 1 日にC社に変わるまでは、保険料の控除はなかった。」と証言している。

申立期間②については、社会保険事務所の記録では、A社において申立人と同時期の昭和 35 年 8 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者が 9 人確認できる。このうち申立人より早い時期から同社に勤務していた同僚の 2 人が「事業主がこの時期に厚生年金保険の加入手続をまとめて行い、給与から厚生年金保険料の控除を開始した。」と証言している。

また、申立人とほぼ同時期に入社した同僚は、「入社した当時 3 か月の見習い期間があり、厚生年金保険には未加入であった。」と証言している。

このほか、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 1 日から 41 年 6 月 30 日まで

中学校を卒業後、職業訓練所を経て、A社という家電販売店に就職し、バイクで集金業務を担当していた。当時の仲間の名前もうっすらとしか憶えていないが、勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社における同僚として名前を挙げた者の一部が同事業所で厚生年金保険に加入していること、及び申立人に係る雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間の一部について、同事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立期間にA社で厚生年金保険の加入記録がある8人のうち、所在を確認できた4人に照会したところ、申立人が名前を記憶していた同僚2人から回答があったものの、申立人の同事業所における厚生年金保険の適用をうかがわせるような証言は得られなかった。

また、申立人と採用時期や職種が同じであったと考えられる同僚も、申立人と同様に厚生年金保険の加入記録が無いことから、当時、事業主は、従業員全員を一律に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

さらに、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主も既に死亡していることから、当該事業所における厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

加えて、申立期間において、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前を確認することはできず、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月1日から23年12月31日まで
昭和19年3月に学校を卒業し、A社に入社した。空襲で工場が焼失したが、終戦を迎えた後も、23年ごろまで勤務を続けた。勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は勤務していた工場の所在地、当時の工場の状況及び工場長の氏名等について具体的な記憶を有しており、申立人が上司として記憶している者の氏名がA社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されていることから、申立人が同工場に勤務していたことは推認できる。

しかし、同名簿により申立人の氏名を確認することはできない上、申立人の同工場での在籍及び厚生年金保険の加入について、A社に照会したところ、当該事業所で現在保管されている資料の中に申立人に係る記載は無く、申立てに係る状況を確認することができなかった。

また、申立人が上司として記憶している前述の者に照会しても、申立人や同じ課の従業員についての記憶が無く、証言を得ることはできなかった。

さらに、申立人から聴取しても保険料控除についての具体的な記憶が無く、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月1日から5年4月1日まで

私は、A社の代表取締役であった。平成5年3月末日に当社が倒産した際に、管轄の社会保険事務所の職員が当社に来て、私の年金の手続を行うとのことだったので、社会保険事務所に出向いたところ、職員が私の年金の手続をすべて行ってくれた。

その時に私の標準報酬月額が下げられていたと思う。納得できないので申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、A社が平成5年4月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった後の同年4月14日付けで、申立人の3年1月から5年3月までの標準報酬月額は、53万円から9万8,000円にさかのぼって減額処理されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は、昭和62年から当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「私がA社の代表取締役に就任する前から既に当社の経営は苦しかったが、平成3年ごろからは、より一層経営が悪化した。」と供述しており、同社の取締役からも「平成3年ごろから経営難が顕著になり、会社の収入は無くなっていった。それから、私の給料が半分や10万円程度になったときもあり、最終的には無給になった。」とする旨の証言が得られた。

さらに、申立人は、「社会保険事務所から社会保険料の督促はあったものの、当社の社会保険料は遅れながらも納付しており、最終的な社会保険料の滞納額は数か月分程度ではないか。」と供述しているが、社会保険事務所が

保存しているA社に係る不納欠損整理簿には、多額の社会保険料の滞納額が確認できる。

加えて、申立人は、A社が平成5年4月1日に社会保険の適用事業所でなくなったことにより健康保険の資格を喪失した後は、自身が居住していた市において国民健康保険に加入したと述べているが、社会保険庁のオンライン記録から、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった処理が行われた翌日の同年4月15日に、申立人に係る健康保険任意継続被保険者の資格取得の処理が行われたことが確認できる。また、当該任意継続被保険者としての標準報酬月額については、減額訂正された後の9万8,000円となっており、申立人は、健康保険任意継続被保険者として同額を退職時の標準報酬月額とした保険料を2年間納付していることから、代表取締役であった申立人が標準報酬月額の減額訂正に関与していなかったとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 8 月 1 日から 59 年 1 月 21 日まで

A社に再就職して3か月ほどで資格喪失しているが、実際は雇用保険の記録にあるとおり昭和59年1月まで働いていた。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している雇用保険被保険者資格喪失確認通知書及び同僚の証言から、申立期間において、申立人が同社に在籍していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所で保管している同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人は昭和55年8月1日に資格喪失し、健康保険証を返納したことが確認できる。また、同名簿において、申立期間前後の健康保険整理番号に欠番は無く、訂正された形跡も見受けられない。

さらに、社会保険事務所が保管する同社に係る被保険者増減表には、同社から提出された被保険者資格取得届及び喪失届等の社会保険事務所での受付日における被保険者数の合計が記載されており、申立人に係る昭和55年8月1日の資格喪失届が提出された時点並びに申立期間前後の資格及び報酬に係る届出のいずれの時点においても、当該被保険者増減表の人数は同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている被保険者数に合致していることから、申立期間において、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得の的行われたとは考え難い。

加えて、A社は、当時の厚生年金保険に係る書類は廃棄しており、提出された雇用保険被保険者資格喪失確認通知書以外の資料は残っておらず、同社の事務担当者は、「社会保険料控除については、社会保険事務所からの標準報酬月額決定通知により、保険料控除額を確認している。」と証言してい

る。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料は無く、ほかに申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 417

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年9月16日から62年9月16日まで

私は、昭和61年5月までA社に勤務し、同年9月からB社に勤務していたため、厚生年金保険に加入していたはずである。ところが、年金加入記録を調べると、私の厚生年金保険が62年9月からの加入となっており、61年9月から62年8月までの期間が未加入となっていることに納得できないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、B社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張しているが、当該事業所において、申立人と近接した時期に入社した同僚のうち、住所の確認できた者に照会したところ、申立人を覚えている者はいるものの、申立人の勤務期間等について、明確な回答は得られなかった。

また、B社は既に解散しており、申立期間当時の人事記録及び賃金台帳を確認することはできず、事業主の連絡先も不明なため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について、証言を得ることもできない。

さらに、申立人が所持している年金手帳の「初めて被保険者になった日」欄には昭和62年9月16日と記載されており、雇用保険被保険者証は同年10月22日に交付され、雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書の「被保険者となった年月日」欄に同年9月16日と記載されていることが確認できる。

加えて、社会保険事務所が保管しているB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間について、申立人の氏名は見当たらない上、健康保険整理番号に欠番は無いことから、申立人が申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得したとは考え難い。

このほか、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年

金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。